

令和7年 8月 25日

三重県知事 一見 勝之 殿

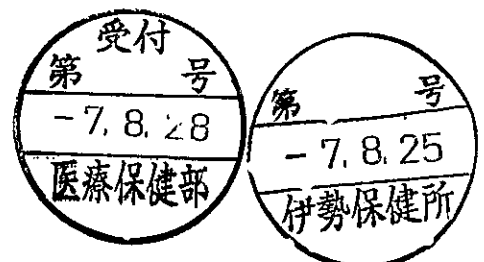
医療法人住所 三重県伊勢市小俣町元町1791番地
医療法人の名称 医療法人 山口歯科医院
理事長 山口 友宏
電話 0596(24)0823

決 算 届

令和6年6月1日から令和7年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 山口歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市小俣町元町1791番地
- (3) 設立認可年月日 平成14年10月31日
- (4) 設立登記年月日 平成15年1月15日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山 口 友 宏	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山 口 歯 科 医 院	2430805123	三重県伊勢市小俣町元町 1791番地	

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年7月20日 令和6年5月決算の決定

令和7年5月31日 令和8年5月度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 山口歯科医院
所在地 三重県伊勢市小俣町元町 1 7 9 1 番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 7 年 5 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	127, 850 千円
2. 負 債 額	8, 276 千円
3. 純 資 産 額	119, 574 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	42, 056
B 固 定 資 産	85, 794
C 資 産 合 計 (A + B)	127, 850
D 負 債 合 計	8, 276
E 純 資 産 (C - D)	119, 574

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 山口歯科医院
 所在地 三重県伊勢市小俣町元町 1 7 9 1 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 5 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	42,056	I 流 動 負 債	7,549
II 固 定 資 産	85,794	II 固 定 負 債	727
1 有 形 固 定 資 産	19,677	(うち医療機関債)	(0)
2 無 形 固 定 資 産	342	負 債 合 計	8,276
3 そ の 他 の 資 産	65,775	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
		I 基 金	9,500
		II 積 立 金	110,074
		(うち代替基金)	(0)
		純 資 産 合 計	119,574
資 産 合 計	127,850	負債・純資産合計	127,850

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4－2

法人名 医療法人 山口歯科医院
所在地 三重県伊勢市小俣町元町1791番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和6年6月1日 至 令和7年5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	88,122
2 事業費用	87,353
事業利益	769
II 事業外収益	1,732
III 事業外費用	8
経常利益	2,493
IV 特別利益	2,392
V 特別損失	0
税引前当期純利益	4,885
法人税等	848
当期純利益	4,037

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 山口歯科医院
理事長 山口 友宏 殿

私（注１）は、医療法人 山口歯科医院の令和 7 会計年度（令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 7 月 2 6 日

医療法人 山口歯科医院
監事 吉村 敏

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。